ARIBニュース435号 (2004.03.09)

地上デジタル放送開始に向けたアナログ周波数変更対策の 3月における受信対策地域

平成 16 年 3 月からアナログ周波数変更対策(受信対策)を着手する予定の地域は下記のとおりです。

受信対策は昨年 2 月に開始して以来、これまでに開始した 128 地域のうち 119 地域の対策を終了し、世帯数では、約 126 万世帯のうち約 106 万世帯の対策を終了するなど、現在、計画に沿って順調に進んでいるところです。

1 ³ 月中に受信対策を開始する地域 (² 地域、約 ¹⁵⁰ 世帯、概要は下表のとおり。)

関東:1県1地域(栃木県)佐野市の一部

四国: 1県1地域(香川県) さぬき市の一部

- 2 これまでの受信対策の進捗状況
 - (1) 平成 15 年 12 月までの着手地域

三大広域圏及び関連地域内において、矢板、神戸、多摩等の大規模対策 の地域を含む ¹²³ 地域において対策に着手し、 ¹¹⁷ 地域において対策を 終了。

(2) 平成 16 年 1 月着手地域

三大広域圏内の 2 県で 2 地域において対策を開始し、 1 地域において対策を終了。

(3)2月着手地域

三大広域圏内の 3 県で 3 地域において対策を開始し、 1 地域において対策を終了。

地域	県別	対象地域		対策	対策開始日	
		放送の 送信所	市町村	見込み数	対策終了日	変更チャンネル等
関東	栃木	葛生	佐野市の 一部	100	3月1日 ~3月31日	児玉局のチャンネル変 更に伴う受信対策(受 信局変更)
四国	香川	志度	さぬき市の一部	50	3月25日 ~4月8日	鬼無局のチャンネル変 更に伴う受信対策(受 信局変更)

第94回技術委員会(通信分野)が開催される

第94回技術委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1日時 平成 16 年 2 月 25 日 (水) 午後 2 時から 3 時 30 分まで
- **2** 場 所 当会第 ² 会議室

3議事概要

- 1) 事務局から、特定実験局制度の導入の報告があった。
- 2) 事務局から、実験用高速電力線搬送通信設備の設置 許可に係る方針の 決定の報告があった。
- 3) 事務局から、UWB 無線システム委員会についての報告 があった。
- 4) 事務局から、第 9 回 GSC と第 2 回 GRSC (旧 RAST) 会合について報告があった。
- 5) 事務局から、通信分野の活動の活性化を図るため、調査研究・開発について次回までに案件を出していただきたいとの要請があった。
- 6) 次回の技術委員会は、平成 16 年 4 月 28 日(水)午後 2 時に開催することとした。

電気通信・放送行政の動き

特定実験局制度の導入

- 電波法施行規則の一部改正案等の電波監理審議会からの答申-

総務省は、平成 16 年 2 月 6 日、特定実験局制度の導入に向け、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、電波監理審議会(会長:安田 靖彦 早稲田大学理工学部教授)から答申を受けました。

1 答申の概要

既設無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間($1\sim 2$ 年)に限定した実験局(特定実験局)制度を導入するため、関係規定の整備を行うものです。

2 主な改正点

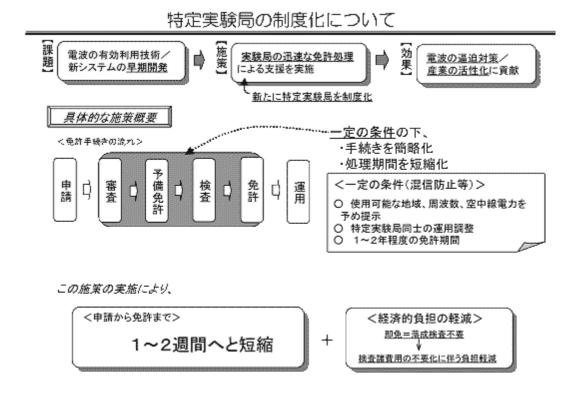
- 電波法施行規則(第7条)
 特定実験局の免許の有効期間を定める。
- 2) 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(第6条) 特定実験局の免許の申請者に対し、運用調整を義務付ける旨を定める。
- 3)無線局免許手続規則
 - ア 特定実験局の免許手続の簡略を定める。 (第15条の6)
 - イ 特定実験局の再免許の申請期間を定める。 (第 17 条)

3 施行期日

本答申に係る省令案の公布の日をもって施行の日とします。

本報道資料の詳細は、< http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040206_1.html を 参照ください。

なお、関係省令の改正は、3月1日付官報(号外第39号)に掲載されています。



地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割 -地上デジタル放送の今後の利活用の在り方等について 情報通信審議会に諮問-

総務省は、平成 ¹⁶ 年 ¹ 月 ²⁸ 日、情報通信審議会(会長:秋山 喜久 関西電力株式会社代表取締役会長)に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、諮問しました。その概要は、以下のとおりです。

1 諮問理由

平成 15年 12 月 1 日より、三大広域圏において地上デジタル放送が開始されました。地上デジタル放送においては、既にデータ放送や双方向サービスなど新たなサービスの提供が開始されており、今後は、移動体受信機向けの放送や蓄積型の放送など、更に利便性の高い、多様なサービスが実現する可能性があります。こうした新たなサービスによって、テレビは「見るテレビ」から「使うテレビ」へと進化し、家庭の新たな IT 基盤となっていくことが期待されています。

また、 2011 年までのデジタル放送への完全移行に向け、全国各地における 円滑な普及を推進するためには、地上デジタル放送の様々な利活用の可能性 を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方策を多角的に検討することが必要です。

以上にかんがみ、幅広い分野における地上デジタル放送の今後の利活用の在り方や、その実現に向けた課題と解決方策について、情報通信審議会に諮問することとしました。

2 答申を希望する事項

- (1) 教育、医療、防災等公共分野等における地上デジタル放送を活用した情報提供等の活用ニーズと期待される効果
- (2) 地上デジタル放送の新たな利活用を推進するための技術面等の課題とその解決方策
- (3) 地上デジタル放送の普及推進に向けた国及び地方公共団体等の役割
- 3 スケジュール

平成 17 年 7 月頃、情報通信審議会答申予定 (平成 16 年 7 月頃、情報通信審議会中間答申予定)

なお、本報道資料の詳細は、 < http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040128_5.html > を参照ください。

欧州電気通信/ 放送の動き

仏の TV販売、04年は地上デジタルが牽引? 【Les Echos,2004/02/04】

仏視聴覚電子機器産業組合(SIMAVELEC)のギョレル会長が、仏コンシューマーエレクトロニクス市場は 2003 年はやや精彩に欠けたものの、 2004 年は華々しい年となる見通しで、特に、デジタルテレビの普及と地上デジタル放送の開始が牽引材料になるとの予測を明らかにした。調査会社 GfK と業界各社によると、仏コンシューマーエレクトロニクス市場は、 2004 年に売上高で 0.3 %しか伸びない見通しだが、 3 %後退の 2003 年(売上高 65 億 5000 万ユーロ)に比べればまずまずと言える。 2003 年の花形商品が DVD ならば、 2004 年の主役は地上デジタル放送とされる。

但し、地上波デジタル放送が開始されるのは 2004 年末の予定。放送開始に伴い、マルチスタンダード対応テレビ(アナログとデジタルに対応)の販売は 2004 年に 5 万台、 2007 年には 200 万台となる見通しで、 2007 年には、販売されるテレビ受像機の半分以上がマルチスタンダードになると予想される。 SIMAVELEC によると、地上波デジタル受信に必要な機器(受像機とデジタルデコーダ)の販売台数は今後 3 年で 1100 万台に達する見通し。こうした予想は、業界が地上デジタルに賭ける意気込みを伝えている。なお、ギョレル会長は完全デジタル化の期日として 2011 年を提案している。

